

答申番号：平成25年度答申第1号

事件名：「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料（第3分冊）」の一部
利用決定に関する件

答申日：平成26年3月25日

諮問庁：独立行政法人国立公文書館

諮問番号：平成24年度諮問第1号

諮問日：平成24年12月14日

答 申 書

第1 委員会の結論

「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料（第3分冊）」（以下「本件対象文書」という。）につき、別紙1の部分の利用を制限とした決定については、諮問庁が新たに利用に供するとして別紙2の部分の他に、諮問庁がなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分を利用に供すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく特定歴史公文書等の利用請求に対し、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成24年7月18日付け国公利第20122号により行った一部利用決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

なお、異議申立人は、異議申立書、意見書1及び意見書2の主張で「公開」、「非公開」、「開示」及び「非開示」の語句を用いているが、法に基づけば「利用に供する」及び「利用を制限する」が正確であるため、そのように主張しているものと解することとする。

(1) 異議申立書の記載

ア 冊子「日韓請求権問題参考資料（第3分冊）」（本件対象文書）の全面公開を求める。

イ 非公開として黒塗りをした部分が約半ページに渡って存在するが、大きく2種類の事がらが黒塗りされている。

一つは、人数、金額、件数、遺骨の数などの歴史的事実を明らかにする数値である。

他の一つは、文章が丸ごと黒塗りされており内容が判明しないが、処分庁が非公開理由としている「今後想定される北朝鮮との日韓国交正常化交渉において、北朝鮮側に我が国政府の立場の交渉上の戦術上の「手の内」を明かすことにつながり、よって日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれがあり、また、韓国側が主張する日韓間で立場の異なる請求権に関する問題について政府の見解等が子細に記されており、公にすることにより、韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやり取りを不利にするおそれがあるため」に該当する部分と思われる。

ウ この冊子は、大蔵省（現財務省、以下同じ）理財局外債課が1963年6月に作成したもので、全部で4分冊ある冊子の中の1冊で国民への説明のために作成されたものである。

すでに市中に出回っている「日韓請求権問題参考資料（第2分冊）」は、この冊子の作成目的について「政府は、日韓交渉妥結のあかつきには、請求権問題の解決がいかに困難であったかを国民の前に明らかにするため、これまでの8項目の請求の会談における討議内容を詳しく説明する旨、国会の答弁において再三にわたり確約しているので・・・その内容と交渉経過を記録しておくことが必要と考えられたので、以下8項目の請求についての検討結果の概要、並びに関連参考資料を掲載することとした」と記している。すなわち、この文書は国民に説明するための資料として大蔵省が作成したものであり、政府が、国民に真実を隠して嘘の説明をする意図があるならば、隠された真実は解明されなければならないし、真実の説明をする意図ならば、国民に隠す必要はないのであり、大部を黒塗りとすることは、この冊子の作成目的に反しているか、処分庁が政府の隠蔽行為に加担しているかである。

エ この冊子は、作成から既に49年が経過し、現用の行政文書から特定歴史公文書等となっているものであり、この冊子を公開しないことは、法第1条の目的「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項等を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が

適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」に反している。

オ 以下の歴史的事実の統計数値は、利用制限理由「戦術上の「手の内」を明かす」ことも「韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやり取りを不利にする」ことにも該当しない歴史的事実であり、少なくともその部分は公開すべきである。

また、歴史的事実の統計数値は、既に公知のものが多く、また、日韓会談において韓国側に通知されたものが多く、黒塗りの理由としている「戦術上の「手の内」を明かす」ことにも「韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやり取りを不利にする」ことにも該当しないものである。

黒塗りにしている歴史的事実は次のようなものである。

① 朝鮮人に対する未払い金の金額。

既に、国立公文書館が「経済協力105・朝鮮人に対する貸金未払債務調（労働省調査）（以下「経済協力105」という。）で公開しているもの。

② 朝鮮人供託分の金額。

国立公文書館が「経済協力105」で公開しているものであり、現有の供託金についても、日本政府は、2010年3月に韓国政府に渡しているもの。

③ 死亡した朝鮮人の遺骨の数。

外交史料館の第4回日韓定期閣僚会議の記録の中ですでに公開している。

④ 朝鮮人BC級戦犯の数。

研究者の調査で既に明らかになっている。

朝鮮人は148人が有罪（死刑23人）、そのうち俘虜監視員129人で死刑14人である。台湾人は173人有罪、死刑が26人である。

⑤ SCAP書簡の未払い金額について大蔵省報告の金額と修正額。

国立公文書館が「経済協力105」で公開している。

⑥ 強制動員朝鮮人の逃亡数。

外務省は、既に情報公開で公開している数値と思われる。

⑦ 「21年6月に、総司令部の命令で集めた17府県○○○○名分」の名簿の人数。

この名簿は既に韓国政府に日本政府が渡しており、政府はその数

を記者発表している公知のものである。

- ⑧ 韓国側の示した強制動員総人員数。
韓国政府は、日韓会談文書を全面公開しており、既に公開されている数字と思われる。
- ⑨ 強制動員総人員数の統計表6点。
国立公文書館が「経済協力105」で公開しており、かつ、研究者が収集し文献にも引用されているものである。
- ⑩ 朝鮮人の引揚状況の統計、引揚港別の引揚数の統計、引揚朝鮮人の保管物件集計表、帰国にあたり朝鮮銀行券と交換した日本銀行券の決済を要する金額など。
- ⑪ 日本銀行が管理する「連合軍預託勘定」の残高。
国立国会図書館のSCAP文書に含まれていると思われる。
- ⑫ 在日本朝鮮人連盟から、没収した朝鮮人連盟の財産、金額。
- ⑬ 韓国人の生命保険関係債権、具体的には加入者の責任準備金などの金額。
- ⑭ 朝鮮人の国内銀行預金の表と統計など12点の金額。
- ⑮ 朝鮮人の損害保険関係の金額。
- ⑯ 朝鮮人の株式関係の金額。
- ⑰ 閉鎖機関、特別整理会社（清算会社）、商事債権、薬工品代金未集金、果実（利息など）の金額。

カ 本件に関しては、「戦術上の「手の内」を明かす」ことや「韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやり取りを不利にする」ことを理由として、一部公開とすることは、日本国憲法の理念、及び法の目的と合致せず適切ではないので全てを公開すべきである。その理由は次のとおりである。

- ① 日本政府は、日韓の請求権について1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「日韓請求権協定」という。）により「法的に解決済みである」と主張している。しかし、「法的解決済み」の内容、どのような請求権を法的に解決したのかについて国民への説明をしていないのみか、虚偽の説明をしていると考えられる疑惑がある。少なくとも政府が「法的にすべて解決済み」というのであれば、隠すべきことは無いものとする。
- ② 政府は、日韓請求権協定第2条で「完全かつ最終的に解決されたこととなる」との文言を持ち出して「法的に解決済み」と言うが、その合意議事録に「同条1に言う完全かつ最終的に解決されたこと

となる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる 8 項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。」とされており、「財産、権利及び利益とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された」とされている。

この条文に基づくと、日韓会談で法的に処理されたのは、法律的根拠のある実態的権利（財産権）であり、植民地支配の損害賠償や違法行為や人権侵害に対する損害賠償は、法律的根拠のある実態的権利ではないので、日韓請求権協定の「法的に解決済み」に含まれないものと考えられる。

しかも、日韓請求権協定は、財産権に対する外交保護権を放棄して、国に財産権に対する請求権の主張を不可能としたのであって、国民の請求権そのものを放棄し解決させたものでもない。その証拠に、韓国人の財産権を消滅させたのは日本の国内法（昭和 40 年法律第 144 号）に依ってである。したがって、違法行為や人権侵害に対する損害賠償に対する韓国人の請求権は、国内法で措置されておらず法的に解決済みとは言えない状況である。このことの実態を知るためには、本件冊子の全面公開が必要である。

- ③ 公務員が遵守を求められている我が国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と謳っている。

日本政府の主張の真偽が問われている今日、「戦術上の「手の内」を明かす」ことや「韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやり取りを不利にする」ことを理由に、国民への説明責任を果たさず、国民に真実を隠し、関係する情報を隠匿すること、国民の知る権利、政府の行為を検証する権利を侵すものであり許されないことである。

- キ 2012年5月、韓国の大法院（最高裁判所）は、特定会社Aと特定会社Bに対する韓国人強制動員被害者の損害賠償請求事件について「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づいて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのもので、請

求権協定第1条によって日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を原則的に否認したし、このために韓日両国の政府は日帝の朝鮮半島支配の性格に関して合意に至らなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に因る損害賠償請求権が、請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しい点等に照らしてみれば、原告らの損害賠償請求権に対しては請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろんのこと、大韓民国の外交保護権も放棄されなかったとみるのが相当である。」と強制動員被害者の損害賠償請求権も国の外交保護権も認めるとの判決を下した。

それゆえに日本政府は、非公開理由として述べている「韓国側が主張する日韓間での立場の異なる請求権に関する問題」があることは事実であり、歴史的問題の解決が日本政府に求められている。

その解決に必要なことは、歴史的事実を明らかにし、きちんと責任を認め、謝罪と賠償を行うことであり、歴史的事実を隠蔽し、責任逃れをすることで解決に至ることはできない。我が国の憲法は「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」としている。正に、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼し、それを前提として、「恒久の平和を念願し」「平和を維持し」ようと思うならば、当然、日本国も他国に対し信義を守り、信頼を得られる国になってこそその話であり、そうであってこそ、日本国が「国際社会で名誉ある地位を」得ることが出来るのであり、「手の内」を云々と言う姑息な考えで外交に臨み、どのようにして国際社会から信頼を得ようと言うのか甚だ疑問である。このような政府の行為こそが、なぜに日本が過去問題を解決し得ないでいるのか、国民の検証に付さなければならない課題である。

「日韓請求権問題参考資料」など日韓会談関係文書を隠蔽することは、国民が政府の行為を検証する権利を侵害するものであり、今後に予想される日朝交渉、日韓交渉において日本国民の利益を体現して政府が正義を主張する立場の放棄であり、日本政府がこのような隠蔽姿

勢をとり続ける過去問題の解決は不可能と考えられ、そのような行為を日本国憲法は許していないと考える。よって、処分庁は、省庁の意見を鵜呑みにすることなく、独自の判断として全面開示を決断すべきと考える。

ク 政府は一方で「日韓請求権協定により、すべて解決済み」と言い、他方で「韓国側が主張する日韓間で立場の異なる請求権に関する問題」として解決していないことを認め、なおかつ、このような日韓請求権協定の解釈の相違について、解決のための協定に定められた外交上の協議を韓国政府から求められながらも応じていないことは、ダブルスタンダードであり、処分庁が、憲法で定めている「われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」との理念に基づき、本件冊子を全面公開としていただきたい。

(2) 意見書1の記載

ア 本件の非公開は、公文書公開の流れに逆行するものである。

(ア) 国立公文書館が所蔵する日韓会談関係文書について、法施行以前は公開されていたのが、法施行後に公開が制限されたと考えられるが、そうならば時代の逆行であり是正されなければならない。

今回の事件文書と同内容を含む大蔵省から移管の「経済協力105」や厚生労働省から移管の「朝鮮人の在日資産調査報告書綴」は国立公文書館においてこれまでに公開されているが、もし、以前には公開できたものが法施行によって公開できなくなるのであれば、それは法制定の主旨にも合致せず是正が必要と考える。

(イ) 以前には公開ができて、法施行後公開できなくなった理由として、法に「当該特定歴史公文書等に第8条第3項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない」(第16条第2項)との文言があり、「参酌」とは、「他と照らし合わせて参考にすること」であるが、運用実態としては、移管元の意見に従う状況になっており、処分庁の独立性が確保できていない結果と思われる。

イ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「行政機関情報公開法」という。)、 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」においては、公開について「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合であっても、公益上特に

必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と公益上の理由による裁量的開示を認めているが、法にはその規定が無い。したがって、法第16条の非開示理由が絶対的なものとして運用され、公益上の理由による裁量的開示が不可能なつくりとなっているが、これは立法不作為であり、行政機関情報公開法の精神を生かして運用されるべきものとする。

ウ 諮問庁は、「理由説明書」で、「時の経過を考慮してもなお相当の理由があると判断した」と述べているが、2008年11月4日の公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告では、「移管後の文書の公開範囲については、原則公開の基本的考え方の下、移管促進の観点も踏まえ、可能な限り移管の前後を通じて整合的なものとなるよう、現行の利用制限の範囲を見直すとともに、必要な場合は移管元の府省が意見を述べることができる仕組みとする。その際、相当期間が経過した文書の公開ルールの在り方について、一般的に時の経過とともに不開示とすべき事由は減っていくものであることや、国際的動向・慣行（1968年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において決議された、利用制限は原則として30年を超えないものとする「30年原則」等）を踏まえたものとする」とされており、作成から50年を経過した当該公文書は公開されるべきものである。

エ 不開示理由として概略「公開すれば、今後想定される日朝国交正常化交渉において「手の内」を明かすことにつながり我が国の交渉上の立場を不利にする。また、韓国が主張する日韓間で立場の異なる請求権に関する問題について、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にする」ことを理由として不開示としているが、不開示箇所はそのようなものではなく、それらは不開示理由に当たらないと考えられる。

(ア) 日朝国交正常化交渉のルールは既に「平壤宣言」において「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく同国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした」と約束されており、日韓請求権協定とは異なる「財産及び請求権を相互に放棄」で合意しており、北朝鮮に支払いを約束した経済協力金と財産及び請求権は無縁のものであり、「北朝鮮に日本側の算定手法を予見させることにより交渉上の立場を不利にすることにはならない。

(イ) 不開示とされた内容は「日本側が検討した具体的な解決策・査定額等に関わる情報、当該計算・査定額の前提とされた実測的又

は統計的な金額・数値」であるが、この金額、数値等は、既に日韓会談において、双方から提出されているものであり、それが開示されたからと言って「韓国が主張する日韓間で立場の異なる請求権に関する問題について、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にする」ものではない。

(ウ) 現在、韓国との間で紛争になっている事項は、「財産及び請求権」の数値ではない。植民地支配下の不法行為についてであり、それらが日韓会談で話し合われ解決されたかどうかについてである。

不開示部分には、それに該当する事項は記載されていないと考えられる。なぜならば、植民地支配の不法行為については、日韓会談では話し合われなかったことが今日では明らかになっており、不開示部分に、それらに関する事項が記載されていることは考えられないからである。

オ 日韓会談での請求権問題の協議の流れはおおよそ次のようなものであった。

(ア) 植民地の不法性については、当初激論となったが対立が激しく協議からはずされた。

(イ) したがって、植民地支配の損害賠償問題は話し合われなかった。

(ウ) 日本の請求権については、当初話し合われたが、米国の解釈により、日本の韓国に対する法的請求権はないものとして、韓国側の8項目の請求権についてのみ話合いが行われた。

(エ) 日本側は、8項目について法的根拠のある請求については支払うことを認め、その支払い金額についての話合いが続いたが、結論に至ることができなかった。

(オ) 米国の圧力があり、経済協力金の支払いで、請求権問題を解決済みとして処理することとなった。

(カ) その結果、経済協力金は賠償ではないが、その支払いで韓国政府は、8項目についての外交保護権を放棄し、請求権問題は解決することになった。

(キ) その結果、日本国内に残された韓国人財産は日本政府が任意に処理することとなり、韓国人の日本に残された財産を全て没収するための国内法（法律第144号）を制定した。

(ク) そして、政府は、日韓条約で解決したのは国の外交保護権であって個人の請求権は消滅していないと繰返し答弁しているが、韓国人からの支払い請求に応じていない。

サンフランシスコ条約に基づく二国間協議としての必要は領有権、

財産権など実体的権利についての協議であり植民地支配の請求権問題は始めから議題とはされなかった。

日韓会談文書で話し合われたのは、8項目の実体的財産権についてであり、その財産権の支払いの金額がまとまらないので、その財産権に対する支払いとしてではなしに、それとは別な経済協力金の支払いをもって、韓国政府は財産権と財産請求権に対する外交保護権を放棄することとで合意したのである。そして、日本政府は、韓国人の日本国内に残された財産を没収する措置法（法律第144号）を制定し、韓国人の財産を没収した。

日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決されたこととなる」との文言は、強制動員被害者の未払い金や、郵便貯金など、本来その人たちに支払わなければならない財産を「完全かつ最終的に」日本政府と企業が没収してしまうことであり、被害者にとっては、日韓会談で問題が解決されたのではなく、新たな問題が作り出されたに過ぎない。政府はこれを「法的解決済み」と言っているが、本人の了解無く本人の財産を没収することは、財産の横領であり泥棒である。1965年の日韓の取決めとはこのようなものであった。

カ 不開示としている「日本側が検討した具体的な解決策・査定の額等に関わる情報、当該計算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値」とは、日韓会談の結果、日本政府が「法的解決済み」として、本人の了解無く財産を没収した財産の「査定の額等に関わる情報、当該計算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値」なのであり、政府が韓国人から取り上げた「査定の額等に関わる情報、当該計算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値」を市民に隠しているにすぎないのである。

政府が不開示を求めるのであるから、そこには何か重大な国家機密が含まれていると思いがちであるが、本件で隠しているものは、そのような重大なものではない。ただ、情報公開制度の無い時代から、国民には知らしむべからずとして公開してこなかったにすぎないものばかりであり、それを未だに公開しない真の理由は、お役人が自分たちだけが知っているのが相応しいと考えてのことにすぎないと思われる。

キ このような政府による情報の隠蔽行為は、国民の知る権利の侵害であり、政府の説明責任の放棄である。我が国憲法がいう「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」立場とも異なり、公務員

の憲法順守義務の逸脱でもある。

ク 「理由説明書」は、現在係争中の訴訟との関係があり、「現処分を引き続き維持する必要がある旨の」関係官庁からの意見書があったことを、理由の一つにしているが、この判断は、処分庁の独立性を放棄したものであり、理由としては認められない。

また、本件対象文書である「日韓請求権問題参考資料（第3分冊）」は、その訴訟に含まれておらず訴訟外の文書である。

もし、このような理由が不開示理由として認めるのであれば、訴訟が完結するまで処分庁は、独自の判断・決定ができないこととなり、大きな利用制限を生み出すこととなる。このような理由を理由とすることは認められない。

また、平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等事件（以下「日韓会談文書公開訴訟」という。）の一審判決が2012年10月11日に出されたが、その判決文に添付して資料、数値を公開している。そこには処分庁が不開示とした数値の多くが含まれており、裁判所によって既に開示されたこれらの資料、数値は既に公知のものとなっており、既に後戻りできないものである。

訴訟の判決を認めるのであれば、既に裁判所が開示を判決し、控訴対象から除外された文書の記載内容と同一のものについては、処分庁が直ちに開示を決定し利用に供する手続きを行うべきであるが、それをせずに訴訟の結論をただ待つことは責任の放棄であり、利用者の権利の制限にほかならない。訴訟の結果を尊重するというのであれば、裁判所が開示を決定した部分についてただちに公開し利用に供するべきである。

（3）意見書2の記載

ア 諮問庁の審査と開示決定に余りにも時間がかかりすぎており善処を求める。

本件は、2012年1月26日に「特定歴史公文書等利用請求書」を提出しており、それから2年間が経過しようとしている。

ご存知のとおり、情報公開の決定に2年間もかかるという外務省の怠慢をただすために東京地方裁判所に提起された「平成18年（行ウ）第703号公文書不開示決定処分取消等請求事件」（2007年12月26日判決）において「決定までに2年もかかるのは違法である」とされている。

別件であるが、国立公文書館の窓口では、要審査となっている「戦争裁判法的研究」の文書について、「審査請求を出されても決定は2年

後ぐらいになります」と当たり前のように受け答えしている状態がある。

国立公文書館利用等規則には、30日+30日原則が定められており、その精神は、速やかな資料提供にあると考える。

行政文書の公開に当たって、利用者としては、必要な時に必要な資料が見られることが欠かせない、速やかな審査体制を確立するなどの改善を求める。

イ 公開を決定した箇所速やかな提供を求める。

この度、諮問庁は、本件資料（本件対象文書）の不開示部分のうち118箇所を公開とし、75箇所を引続き不開示とするの補充理由説明書を提出した。

その118箇所の開示決定は歓迎するが、75箇所を引続き不開示としていることには納得できない。

当方は、その補充理由説明書を貴委員会より送付を受け、意見書を提出する機会をいただき、意見書を提出させていただこうと考えたが、諮問庁のこの度の決定変更の内容が正確に把握することができず、内容に踏み込んだ意見書を書くことが出来ない。

どのような内容の箇所を、時の経過を踏まえると、北朝鮮との国交正常化交渉や韓国との交渉において不利になるおそれがないと判断し公開することにしたのかが当方には、まったく分からない。

この状況では、意見書の内容も固まらないので、諮問庁に、公開を決定した部分について記述内容を知りたいとお願いしたところ、公文書管理委員会の結論を見て考えたいということで、貴委員会の結論が出るまでは見せないとのことであった。

これは法の精神からの逸脱であると考える。諮問庁は速やかに利用決定の変更を行い公開するよう求める。

ウ 諮問庁は、不開示から開示に変更した理由を詳しく説明すべきある。

諮問庁は、この度の不開示箇所の公開理由として、時の経過を踏まえると、北朝鮮との国交正常化交渉や韓国との交渉において不利になるおそれがないと判断し公開することにした旨の説明をしているが、この説明では不十分である。

処分庁の不開示決定が誤りであることを私は意見書で指摘したが、そのことに対する諮問庁の説明がない。もし、当初の不開示決定が誤りで無いとすれば、この1年半の間にどのような「時の経過」が存在したというのか、開示することは結構なことだが、開示すればそれで済むということではない。

当初は、外交上の不利益となるおそれがあるので不開示としたものが、今度はおそれが無いとして公開することに至った理由の説明が必要である。

私は意見書で、本件の不開示決定の内容が、法が言う外交上の不利益になるおそれのあるものではないことを指摘したが、その指摘を認めて公開の判断に至ったのかどうか、きちんとした説明を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書の記載

(1) 異議申立ての対象となった利用決定の概要

利用請求のあった特定歴史公文書等は、「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊)」(請求番号:分館05-053-00平12大蔵03371100)(本件対象文書)であり、その作成時期は昭和38年6月、作成者は大蔵省理財局外債課(渉外負債第二係)である。

本件対象文書は、日韓交渉第5次及び第6次会談の請求権委員会に参加していた大蔵省の専任担当者が手持資料をもとに引継資料として作成したものであるが、平成12年度に大蔵省から歴史公文書等として移管されたものである。なお、移管時の送付目録においては「国の安全等に関する情報」が含まれる旨の意見が付されている。

本件対象文書の内容は、要綱1ないし要綱8から成る韓国側の対日請求8項目中、要綱5の「韓国法人、自然人の日本国又は日本国民に対する諸請求」(日本有価証券の弁済、日本系通貨に関する請求、韓国人被徴用者に対する未払金の弁済及び補償、未払恩給及び帰国韓国人の寄託金に関する対日本政府請求、日本法人に対する請求などをめぐる問題)の検討を主な内容としている。さらに、要綱6の「韓国人の日本政府又は日本人に対する権利行使に関する原則」(日本政府及び日本人に対する韓国人の私的請求権をめぐる問題)の検討、要綱7の「利息(果実)の請求」及び要綱8の「妥結後6ヵ月以内に完済すること」では、韓国側の対日請求金額に関する調査も含まれている。その基本的な構成は、それぞれの問題について、日韓両国の見解を併記した上で、双方見解の背景となる参考資料を記載するというものである。

本件は、移管元行政機関の長が対象文書の一部の情報について利用を制限する必要があると認めることにつき、処分庁が時の経過を考慮してもなお相当の理由があると判断して利用決定をした一部利用決定に対して、利用制限を取り消すことを求める旨の異議申立てがなされたものである。

決定内容及び付記した理由は以下のとおりである。

(決定) 一部の利用を認める。

(理由) 法第16条第1項第1号ハ

利用制限箇所の利用を認めれば、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北朝鮮側に我が国政府の立場の交渉上の戦術等の「手の内」を明かすことにつながり、よって日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれがあり、また、韓国が主張する日韓間で立場の異なる請求権に関する問題についての政府の見解等が子細に記されており、公にすることにより、韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあるため。

(2) 利用制限をする情報とその制限理由

ア 利用決定において利用を制限した箇所とその理由は別紙1のとおりである。

イ 本件異議申立てに係る国の安全等に関する情報は、既に50年近い時の経過を考慮したとしても、現在においても他国との間に立場の相違があるか又は将来において交渉が予測されうる事案に関する情報である。

したがって、交渉における日本政府側の見解に限らず、その判断の背景となった数値や、公になっている数値との異同についても、これを公にした場合、我が国が執ろうとしている交渉戦術等が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報に該当するとしている移管元行政機関の長の意見には、相当の理由があると判断する。

なお、処分庁が、異議申立てを受けた原処分の変更について、法第18条第3項の規定に基づき、移管元行政機関の長に対して意見を提出する機会を与えたところ、①本件対象文書の記載内容が現在係争中の前記日韓会談文書公開訴訟と重複する又は密接に関連するものであり、現時点における原処分の変更が当該訴訟に重大な影響を及ぼす可能性があること、②また、変更について再検討を行うに当たっては、当該訴訟に係る控訴部分の確定等を踏まえる必要があることから、原処分を引き続き維持する必要がある旨の意見書の提出があった。

上記の理由から、本件異議申立てに係る情報について、利用制限を行うことが妥当である。

2 補充理由説明書の記載

諮問庁としては、本件対象文書の利用請求に対する原処分での利用制限した部分について、更に検討した結果、下記(1)の部分については、新た

に利用に供することとしたが、その余の部分については、引き続き利用を制限することが適当と認められるので、その理由を補充して説明する。

(1) 新たに利用に供するとした部分

別紙2に掲げる部分については、当該部分を利用に供したとしても、「時の経過」を踏まえると、今後想定される北朝鮮との国交正常化交渉等において、我が国の交渉上の立場を不利にするおそれ、又は韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれはないと考えられるため、新たに利用に供することとする。

(2) 引き続き利用を制限する部分

別紙3に掲げる部分については、法第16条第1項第1号ハに該当することから、引き続き利用を制限することとし、その理由を以下で説明する。

ア 総論

本件対象文書には、日韓国交正常化交渉に際し、我が国政府内で内々に検討された個別の請求権問題に対する考え方や具体的な交渉方針、試算額等が様々な項目ごとに子細に記述されている。

請求権問題は、将来の日朝国交正常化交渉において大きな論点の一つとなることは確実であり、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針等に多大な関心を持つのは当然であり、当該文書に含まれている記述が、北朝鮮にとって重要な情報となることは明らかである。

仮にこうした記述を北朝鮮が知ることになれば、将来予想される日朝国交正常化交渉に際して、北朝鮮側が事前に我が国の対応を推測したり、我が国に不利な論点を把握できることとなり、北朝鮮側がこれらの記述を踏まえ、我が国にとって不利な論点を殊更に提示し、譲歩を迫ったり、こうした記述を所与のものとして、あるいは我が国がこうした記述を是認していると主張して、更に厳しい条件を具体的数値とともに提示し、受け入れを迫るなど、結果として、我が国が交渉上厳しい立場に追い込まれ、交渉上の不利益を被ることとなる。

また、当時の韓国との交渉の中で、我が国政府内で検討していた交渉方針や論点は、韓国側に明らかにされておらず、また我が国にとって不利な論点は韓国側に提示していない可能性が極めて高い。韓国国内においては、日韓国交正常化交渉当時の請求権問題の解決のあり方に批判的な見解が依然として存在し、これを見直そうとする動きもあるところ、こうした我が国政府部内の検討状況がつまびらかになれば、韓国国内において日韓請求権協定の見直し等を求める動きが活発化し、

韓国政府がそうした声に押されて我が国に請求権協定の再交渉を求め
る事態につながる可能性は排除できず、仮にそのような事態になれば、
日韓関係に悪影響を及ぼし、結果的に韓国との外交関係において支障
が生じることとなる。

また、請求権問題に関する対処方針は、日韓国交正常化以前の事情
を基にして構成されたものではあるが、上記の事情を踏まえれば、文
書作成から長期間が経過しても、これらの記述が、日朝間も含めた請
求権問題に関する我が国の交渉方針を示す情報としての有用性を失う
ものではない。

なお、仮に他の公刊資料等において類似または同一の記述が公にな
っているとしても、その文書の性格、当該情報の記述ぶり、前後の文
脈等が異なることから、その事実だけをもって、過去の交渉に関する
情報を直ちに公開できるものではなく、「時の経過」を踏まえても我が
国の外交交渉についての戦術等が推測されるおそれ等があるかを考慮
した上で、利用制限部分を個別的に判断せざるを得ない。

以上より、該当部分の利用を認めないこととした。

イ 各論

① 以下の記述は、日韓国交正常化交渉における韓国の対日請求項目
に対応する形でまとめられた我が国政府部内の交渉方針や試算の検
討過程を示す記述である。将来予想される日朝国交正常化交渉に際
して、こうした情報が公になれば、北朝鮮側は、事前に我が国の対
応を推測したり、我が国に不利な論点を把握できることとなり、我
が国が交渉上不利益を被るおそれがある。このため、利用を制限す
る必要がある。

* 別紙3の該当番号：1、2、13、18ないし21、29、3
0、32、33、35、36、38、39、41、44ないし4
6、49ないし51、55ないし58及び68

② 以下の記述は、日韓国交正常化交渉に際し、我が国政府部内で請
求権問題に関する検討・試算を行うに当たって収集した参考資料で
ある。将来予想される日朝国交正常化交渉に際して、こうした情報
が公になれば、北朝鮮はこれらの情報を利用しつつ、自らの要求を
主張してくることが予想され、これに対し、我が国は当該要求を否
定する根拠の一部を失うこととなり、我が国が交渉上不利益を被る
おそれがある。このため、利用を制限する必要がある。

* 別紙3の該当番号：3ないし6、10ないし12、14ないし
17、22ないし28、31、34、37、40、42、43、

47、48、52ないし54及び59ないし67

- ③ 以下の記述は、当時の閉鎖機関・在外会社が所有していた資産や債権・債務に関する情報であり、こうした情報が公になれば、これらに基づき、北朝鮮が我が国政府及び関係法人等に対し、何らかの形で弁済等を要求する可能性が排除されないところ、当該部分については、我が国が交渉上不利益を被るおそれ及び関係法人等の権利・利益が侵害されるおそれがあるため、利用を制限する必要がある。

* 別紙3の該当番号：7ないし9

- ④ 以下の記述は、日韓国交正常化交渉に際し、我が国政府部内の検討をまとめた内容が記述されており、韓国側の各請求項目に対する我が国政府部内の対処方針や試算額、参考資料等が具体的かつ詳細に記載されている。将来予想される日朝国交正常化交渉に際して、こうした情報が公になれば、北朝鮮側は、事前に我が国の対応を推測したり、我が国に不利な論点を把握できることとなるほか、我が国は、北朝鮮側の要求を否定する根拠の一部を失うことになり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。このため、利用を制限する必要がある。

* 別紙3の該当番号：69ないし75

第4 委員会における調査審議の経過

当委員会では、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成24年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成25年1月15日 異議申立人から意見書1を收受
- ④ 同月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月7日 審議
- ⑥ 同年3月6日 審議
- ⑦ 同年5月15日 審議
- ⑧ 同年6月19日 諮問庁職員及び参考人（外務省職員）から口頭説明を聴取（1回目）及び審議
- ⑨ 同年7月30日 審議
- ⑩ 同年9月4日 審議
- ⑪ 同年10月9日 諮問庁職員及び参考人（外務省職員）から口頭説明を聴取（2回目）及び審議
- ⑫ 同年11月13日 審議
- ⑬ 同年12月13日 審議

- | | | |
|---|-----------------|------------------|
| ⑭ | 同月 19 日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑮ | 平成 26 年 1 月 9 日 | 異議申立人から意見書 2 を収受 |
| ⑯ | 同月 29 日 | 審議 |
| ⑰ | 同年 2 月 25 日 | 審議 |
| ⑱ | 同年 3 月 19 日 | 審議及び答申の決定 |

第 5 委員会の判断の理由

1 本件諮問事案について

本件対象文書は、日韓交渉第 5 次及び第 6 次会談の請求権委員会に参加していた当時の大蔵省の専任担当者が、昭和 38 年 6 月に作成したものであり、その後引継資料として大蔵省において保有されていたが、法施行前の平成 12 年度に移管元行政機関（大蔵省（現財務省））から国立公文書館に移管されたものである。

処分庁は、本件対象文書の利用請求に対し、その一部が法第 16 条第 1 項第 1 号ハに該当するとして利用制限する原処分を行ったが、異議申立人から本件対象文書の全部を利用に供するよう異議申立てが行われたものである。

これについて、諮問庁は、当初、原処分を妥当として諮問してきたが、その後、当委員会からの指摘等を踏まえて原処分の見直しを行った結果、別紙 2 に記載した 118 か所の部分については、原処分を変更して新たに利用に供するとしたものの、別紙 3 に掲げる 75 か所の部分については、なお法第 16 条第 1 項第 1 号ハに該当するとして原処分を維持することが妥当と主張しているため、以下、諮問庁がなお利用制限とすべきとしている別紙 3 の部分の利用制限事由該当性について検討する。

2 利用制限事由該当性について

(1) 諮問庁等の主張

諮問庁は、原処分のうち、なお利用制限を維持するとしている別紙 3 の利用制限事由について、法第 16 条第 1 項第 1 号ハを主張する。

諮問庁等が主張する利用制限理由は、理由説明書、補充理由説明書及び諮問庁並びに参考人として本件対象文書の内容に係る外交交渉事情に最も精通する外務省職員からの口頭説明聴取結果を踏まえると、概ね以下のとおりである。

ア 総論

(ア) 外交交渉における情報の機微について

一般論として言えば、外交上の交渉においては、我が方の主張を様々な根拠を示しながら説得的に展開しつつ、先方の主張の矛盾や不足を精査した上で、的確なタイミングでこれを指摘し、可能な限

り我が方に有利な合意点に到達することを目標とする。こうした合意点を探るに当たっては、上記のような先方の主張の矛盾や不足に加え、先方の内々の交渉方針、すなわち、先方がどこまで自らの主張に正当性を見出して交渉に臨んでいるのか、先方が最低限受け入れ可能な条件は何か、先方が依拠する数値や資料は何か、などといった情報を把握ないし推測することが死活的に重要となる。こうした情報は、外交交渉上の「手の内」に当たる情報であり、その扱いには細心の注意が求められる。

(イ) 北朝鮮との外交上の問題について

請求権問題は、将来予想される日朝国交正常化交渉において大きな論点の一つとなることは確実であり、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な関心を持つのは当然であるところ、本件対象文書には、当時、我が国政府内で内々に検討された個別の請求権問題に対する考え方や具体的な交渉方針、試算額等が様々な項目ごとに子細に記述されており、これまで政府として公にしていなかったのみならず、当時の交渉においても、韓国側に対してすら明らかにしなかったものが多数含まれているなど、こうした記述は、まさに上記の「手の内」情報であり、北朝鮮にとって重要な情報となることは明らかである。

そのため、仮にこうした記述を北朝鮮が知ることになれば、日朝国交正常化交渉に際して、北朝鮮側が事前に我が国の対応を推測したり、我が国に不利な論点を把握できることとなるなど交渉上極めて重要な情報を得ることとなり、北朝鮮側は、これらの記述を踏まえ、我が国にとって不利な論点を殊更に提示し、譲歩を迫ったり、こうした記述を所与のものとして、あるいは我が国がこうした記述を是認していると主張して、更に厳しい条件を具体的数値とともに提示し、受け入れを迫るなど、結果として、我が国が交渉上厳しい立場に追い込まれ、交渉上の不利益を被ることとなる。

(ウ) 韓国との外交上の問題

当時の韓国との交渉の中で、我が国政府内で検討していた交渉方針や論点は、韓国側に明らかにされておらず、また我が国にとって不利な論点は韓国側に提示していない可能性が極めて高い。

韓国国内においては、日韓国交正常化交渉当時の請求権問題の解決のあり方に批判的な見解が依然として存在し、これを見直そうとする動きもあるところ、こうした我が国政府部内の検討状況がつまびらかになれば、韓国国内において日韓請求権協定の見直し等を求

める動きが活発化し、韓国政府がそうした声に押されて我が国に請求権協定の再交渉を求める事態につながる可能性は排除できず、仮にそのような事態になれば、結果的に日韓関係に悪影響を及ぼし、韓国との外交関係において支障が生じることとなる。

(エ) 時の経過について

日韓国交正常化に当たり、両国間の請求権についていかなる決着が図られたかは周知の事実であり、また、請求権問題に関する対処方針は、日韓国交正常化以前の事情を基にして構成されたものではあるが、上記の事情を踏まえれば、文書作成から長期間が経過しているとはいえ、これらの記述が、今なお、日朝間も含めた請求権問題に関する我が国の交渉方針を示す情報としての有用性を失うものではない。

イ 各論

別紙3のうち、①1、2、13、18ないし21、29、30、32、33、35、36、38、39、41、44ないし46、49ないし51、55ないし58及び68の各番号に該当する内容は、我が国政府部内の交渉方針や試算の検討過程を示す記述であること、②3ないし6、10ないし12、14ないし17、22ないし28、31、34、37、40、42、43、47、48、52ないし54及び59ないし67の各番号に該当する内容は、我が国政府部内で請求権問題に関する検討・試算を行うに当たって収集した参考資料であること、③7ないし9の各番号に該当する内容は、当時の閉鎖機関・在外会社が所有していた資産や債権・債務に関する情報であること、及び④69ないし75の各番号に該当する内容は、我が国政府部内の検討をまとめた内容が記述されており、韓国側の各請求項目に対する我が国政府部内の対処方針や試算額、参考資料等が具体的かつ詳細に記載されていることから、これらの情報を利用に供すると、我が国が交渉上不利益を被るおそれ及び関係法人等の権利・利益が侵害されるおそれがあるため、利用を制限する必要がある。

(2) 諮問庁等の説明を踏まえた検討

国立公文書館等の長は、法第16条第1項第1号ハの情報に該当するものとして法第8条第3項の規定により意見が付された特定歴史公文書等を利用させる場合には、同項の規定に基づき、移管元の行政機関の長に対し、意見書を提出する機会を付与し、当該意見書の提出があった場合は、国立公文書館等の長は、当該意見書を踏まえ、「相当の理由」の有無について最終的に判断することとされている。

本件対象文書は、法が施行される前に国立公文書館に移管されたものであるところ、処分庁は、移管時の送付目録において「国の安全等に関する情報」が含まれる旨の意見が付されていたことから、利用制限事由の審査に当たり法第18条第3項の規定に基づき、移管元行政機関の長である財務大臣に意見照会を行い、提出された利用制限すべき事項等についての意見を踏まえて、「相当の理由」があるとして原処分を行ったものであるが、諮問庁は、諮問後、当委員会の意見を踏まえ、記載内容に係る省庁（主に外務省）に再度意見照会を行い別紙3に係る部分については、なお「相当の理由」があるとして利用を制限すべきとしている。

そのため、これらの状況を踏まえ、当委員会において本件対象文書を見分するとともに、諮問庁及び外務省職員（参考人）から口頭説明を聴取した結果を踏まえ、諮問庁がなお利用制限する必要があるとする部分について、上記（1）の諮問庁の説明等を踏まえて「相当の理由」があると判断したことの妥当性について検討する。

ア 総論

（ア）本件対象文書に記載されている情報

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、要綱1ないし要綱8から成る韓国側の対日請求8項目中、①要綱5の「韓国法人、自然人の日本国又は日本国民に対する諸請求」（日本有価証券の弁済、日本系通貨に関する請求、韓国人被徴用者に対する未払金の弁済及び補償、未払恩給及び帰国韓国人の寄託金に関する対日本政府請求、日本法人に対する請求などをめぐる問題）、②要綱6の「韓国人の日本政府又は日本人に対する権利行使に関する原則」（日本政府及び日本人に対する韓国人の私的請求権をめぐる問題）の検討、③要綱7の「利息（果実）の請求」及び④要綱8の「妥結後6ヵ月以内に完済すること」で韓国側の対日請求金額に関する調査の内容が詳細に記載されていることが認められる。

また、これら内容の基本的な構成は、それぞれの問題について、日韓両国の見解を併記した上で、双方見解の背景となる参考資料を記載するというものであり、当時、我が国政府内で内々に検討された個別の請求権問題に対する考え方や具体的な交渉方針、試算額等が様々な項目ごとに子細に記述されているほか、我が国が韓国側の主張を受け入れる可能性を考慮していたことも詳細に記載されていると認められる。

さらに、諮問庁から提出された理由説明書、補充理由説明書及び

口頭説明聴取結果を踏まえれば、本件対象文書の内容が政府内部での検討に資する資料であることからすると、諮問庁が、それ自体が日韓交渉に携わる職員の手持資料であるとの説明は首肯できるものであり、本件対象文書そのものが、政府内部での検討に資する資料であって、本来、公にすることが予定されたものではないと認められる。

(イ)「移管元行政機関の長」の判断についての相当の理由

請求権問題については、我が国と韓国の2国間で完結するものではなく、今後予想される北朝鮮との国交正常化交渉においても大きな課題となるものと考えられる。そうした場合、今後、北朝鮮が、我が国との国交正常化交渉を進めるにあたり、過去において我が国と韓国との交渉に対する個別具体的な交渉方針や請求額に対する試算額の検討内容等が具体的に記載された資料に十分関心を持つことを否定することは出来ず、また、当時の韓国との交渉においても、我が国政府内で検討していた交渉方針や論点が、韓国側に全て明らかにされたと言えず、我が国にとって不利な論点は韓国側に提示していない可能性も否定することは出来ない。

そうすると、本件対象文書に含まれる機微な情報を利用に供した場合には、北朝鮮側が当該情報の内容を把握することになり、その結果、北朝鮮側が、当該情報の内容から我が国の国交正常化交渉における対応を事前に推測し、我が国に不利な条件や更に厳しい条件を提示し受け入れや譲歩を迫ることになるなど、交渉上我が国が不利益を被るなどのおそれがあるとする「移管元行政機関の長」の判断につき、「相当の理由」があるとする諮問庁の主張を否定することはできない。

(ウ)「時の経過」について

法16条2項によれば、国立公文書館等の長は、利用請求に係る特定歴史公文書等を利用に供するか否かを判断するに当たり、特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとされている。また、平成20年11月4日の公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告によれば、一般的に時の経過とともに不開示とすべき事由は減っていくものであることや、国際的動向・慣行（1968年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において決議された、利用制限は原則として30年を超えないものとする「30年原則」等）を踏まえたものとするとしている。

そうすると、本件対象文書は、異議申立人も主張するとおり、既に作成から50年近く経過し、国立公文書館に移管され特定歴史公文書等として保存されていることから、時の経過も踏まえ、利用制限する部分は必要最小限として、可能な限り国民の利用に供する必要がある。

そのため、本件対象文書が作成から50年近くなるという時の経過も勘案しながら、以下、諮問庁がなお利用を制限するとしている部分の利用制限事由該当性を検討する。

イ 各論

(ア) 利用制限部分の情報の公知性について

a 公にされているか否かの確認等について

本件対象文書の利用制限部分を検討するにあたり、まず、利用制限部分の情報の公知性について検討する。

本件対象文書で我が国が交渉上不利益になるおそれがあるとして利用制限した情報については、当該情報が利用決定により交渉の相手方が初めて知り得ることにならなければならない。既に他の資料等で公にされているのであれば、この利用決定により当該内容を交渉の相手方が初めて知り得ることにはならないので、例えばこれらの情報が当時の政府内での検討内容等の詳細が記載された外交交渉上の機微な情報であったとしても、公にすることにより、交渉の相手方がこれを知ることになって我が国が交渉上不利益になるおそれがあると認めることはできない。

そのため、諮問庁等から本件対象文書の情報の公知性について他の資料等で公にされていないかを確認したところ、諮問庁等は以下のとおり説明する。

諮問庁は、本件対象文書の情報の公知性について移管元行政機関の長（財務大臣）及び参考人（外務省）に確認を行ったほか、大蔵省が公刊している「昭和財政史」、「覚書終戦財政始末」及び本件対象文書で出典が記されている文献資料等について、国立国会図書館など公の図書館で利用できる資料等をできる限り調査するとともに、国立公文書館で利用に供している特定歴史公文書等やアジア歴史資料センターでの公開状況についても精査を行った。その結果、本件対象文書に記載された情報と同じ又は類似のものがすでに公になっていることが明らかとなり、当該情報を利用に供しても差し支えないと判断されたものは、原処分を変更し、利用に供することにしたと説明する。

また、参考人（外務省）は、公になっていることが確認できた情報については、利用に供することとしたが、当委員会及び国立公文書等からの意見照会に当たり、改めて、外務省の過去の情報公開開示請求で開示した文書及び当省図書館に所蔵されている大蔵省編集昭和財政史等を対象として確認を行ったが、確認した資料等に類似または同一の記述が公になっているとしても、その文書の性格、当該情報の記述ぶり、前後の文脈等が異なることから、その事実をもって、本件対象文書で直ちに利用に供することができるわけではないと説明する。

なお、参考人（外務省）は、本件対象文書と関連する行政文書の開示・不開示が争われている係争中の前記日韓会談文書公開訴訟の判決を受けているところである。

b 諮問庁が、なお利用制限を維持する情報の公知性について

諮問庁は、上記 a のとおり、可能な限り本件対象文書に記載された情報と同じ又は類似のものがすでに公になっていないか確認した結果、公になっていることが明らかとなり、当該情報を利用に供しても差し支えないと判断されたものは、原処分を変更し、利用に供することにしたと説明することから、本件対象文書で諮問庁が、なお利用を制限するとした別紙 3 の部分の公知性について検討する。

(a) 当委員会をして諮問庁がなお不開示を維持する別紙 3 の記載内容が他の資料等で公になっていないかを確認したところ、外務省が本件とは別に行われた行政機関情報公開法に基づく開示請求に対する開示決定において、本件対象文書に該当する内容が記載された文書を一部開示していることが認められた。

そのため、当委員会において諮問庁を通じて外務省から別途行われた開示決定に係る開示実施文書等の関係書類を提示させ内容を確認したところ、外務省は、平成 24 年 6 月 21 日に行われた「日韓会議に関する 136 文書」の開示請求に対して、同年 8 月 20 日及び平成 25 年 1 月 21 日にその一部を開示する決定を行っているが、その中で、例えば開示実施文書の一部である「日韓関係想定問答（未定稿）（37. 2. 26）理財局外債課」等（以下「開示実施文書」という。）において、別紙 4 の 1（1）に掲げる部分の内容を既の開示されていることが認められる。

また、異議申立人が本件対象文書で利用制限している部分に

については、既に「経済協力105」で開示されていると主張することから、当委員会をして諮問庁に内容を確認させたところ、別紙4の1(2)に掲げる部分の内容は既に国立公文書館において当該文書で公開されているとのことであった。また、当該情報は、外債課保存資料の内容を掲載したものに過ぎないと認められる。

- (b) このことについて、諮問庁及び参考人である外務省から理由を確認したところ、諮問庁等は、他の資料等において、本件対象文書に記載された内容と類似または同一の記述が明らかになっているとしても、その文書の性格、当該情報の記述ぶり、前後の文脈等が異なることから、これらの内容は、なお交渉上の「手の内情報」としての有用性が認められるので、その事実をもって、本件対象文書で直ちに利用に供することができず、利用制限をする必要があると説明する。

しかし、既に別紙4の1の部分については、外務省が他の開示決定において開示している又は国立公文書館で公開していることからすると、当該情報は、いわゆる慣行として公にされている情報に該当すると認められるので、諮問庁が当該部分の利用制限理由として主張する交渉の相手方がこれを知ることになって我が国が交渉上不利益になるおそれがあるとは認められない。

なお、上記を除く別紙3の利用制限部分には、他の資料等で類似した記載も認められるものの、これらの情報については、本件対象文書の性格、当該情報の記載ぶり、前後の文脈等が他の開示資料等とは異なり、より詳細な内容が記載されていると認められるのであるから、そのことをもって、交渉の相手方がこれを知ることにより我が国が交渉上不利益になるおそれを否定することはできず、すでに公にされているものと確認できる特段の事情等も認められない。

また、諮問庁が利用制限を維持するとしている部分の一部には、出典として「日銀調べ」若しくは「日銀関係」との記載が見受けられることから、当委員会をして諮問庁から関連する資料等が日銀アーカイブズ等において保有され、利用に供されていないかを確認させるなど、出来る範囲内での確認を行ったものの、現時点においては、当該情報が公にされているという確証を得ることはできなかった。

(イ) 既に公にされている情報以外の利用制限事由該当性について

次に別紙3の利用制限部分のうち、上記(ア)で既に公にされている情報以外の利用制限事由該当性について検討する。

- a 本件対象文書は作成から既に50年近く経過し、現用文書として保存する必要な期間が過ぎたものとして国立公文書館に移管され、特定歴史公文書等として保存されているものであることからすれば、時の経過も踏まえ、可能な限り国民の利用に供する必要があることは前述したとおりである。

このことについて諮問庁は、別紙3の利用制限部分のうち、上記(ア)で既に公にされている情報以外の部分に記載されている内容は、今後予定される北朝鮮との国交正常化交渉において、なお外交交渉上の戦術的価値を有するものであるとともに韓国側にも明らかにしていない情報であることから、作成から時間が経過したからと言って、一律に利用に供することはできない旨説明する。

確かに、我が国は北朝鮮との関係においては、諸所の事情によりいまだ国交正常化されておれず、戦後処理に伴う北朝鮮への賠償問題は、日朝平壤宣言以降具体的な交渉に至っていないものの、今後、北朝鮮との国交正常化交渉が行われることは否定しえないところであるが、当委員会では別紙3の利用制限部分のうち、上記(ア)で既に公にされている情報以外の部分に記載されている内容について見分したところ、別紙4の2に掲げる部分については、以下のような状況が認められる。

- (a) 53頁の12行目ないし54頁の最終行目、65頁の17行目ないし最終行目の表及び66頁2行目ないし最終行目の部分

当該部分に記載された内容は、1946年4月及び1947年11月の2回による日銀券等の焼却状況の合計金額等が記載されているが、当該情報は、諮問庁が既に利用に供することとした61頁ないし65頁及び67頁ないし73頁に記載された焼却日銀券等の第1回目分と第2回目分の各数値を合計したものに過ぎず、また、67頁の「4 日銀券焼却に関する諸証拠資料」の(注)において、韓国側は、67頁ないし73頁の英文証拠資料と同一の資料を第6次会談請求委員会に提出しているとの記載があることからすると、韓国側は当該資料を保有しており、当該資料を利用に供したとしても、この資料を根拠として韓国側が新たな請求をしてくることはない認められる。

(b) 74頁の7行目ないし75頁最終行目の部分

当該部分に記載された内容は、日銀券の第1回焼却後、総司令部から在韓米軍政庁にその状況を報告したものであるが、これらの情報は、文書の表題等から諮問庁が既に利用に供することとした62頁、63頁に記載されている内容であることが確認できるほか、67頁の「4 日銀券焼却に関する諸証拠資料」の(注)において、韓国側は、67頁ないし73頁の英文証拠資料と同一の資料を第6次会談請求委員会に提出しているとの記載があることからすると、韓国側は当該資料を保有しており、当該資料を利用に供したとしても、この資料を根拠として韓国側が新たな請求をしてくることはないと認められる。

(c) 79頁の5行目の部分

当該部分に記載された内容は、焼却日銀券の朝鮮所有分の額であるが、この情報は、諮問庁が既に利用に供することとした63頁の2行目に同様の数値が記載されていることが認められる。

(d) 80頁の9行目の部分

当該部分に記載された内容は、日銀券の焼却新券の額であるが、この情報は、諮問庁が既に利用に供することとした61頁ないし65頁に記載された第1回目分と第2回目分の焼却日銀券(新券)の各数値を合計したものに過ぎないと認められる。

(e) 134頁3行目ないし8行目の表の表題部分

当該部分に記載された内容は、未払い金の表題であるが、これらの情報は、諮問庁が既に利用に供することとした未払い金の内容を記載した137頁の表の表題と同一であることが認められる。

(f) 174頁の3行目の部分

当該部分に記載された内容は、総司令部が集めた17府県の朝鮮人労務者数であるが、この情報は、移入朝鮮人労務者についての当時の部分的な把握状況の数に過ぎず、また、当該数字は、日本側調査額の具体的な試算の根拠となっているものでもないと認められる。

(g) 261頁の11行目ないし13行目3文字目及び262頁の2行目ないし8行目の部分

当該部分に記載された内容のうち、261頁の11行目ないし13行目3文字目の部分については、日銀券を朝鮮券と交換

したという事実が記載されているに過ぎないと認められる。また、262頁の2行目ないし8行目の部分には、連合軍最高司令部から寄託を受けた鮮銀券の額等が記載されているが、当項目で争点とされているのは引揚韓国人と交換した日銀券の額であること及び諮問庁が利用に供している262頁の後段で日本政府が「この報告数字を基礎とできない。」と評価していることが明らかになっていることからすると、当該情報が引揚韓国人と交換した日銀券の額の算定に用いられたものではないと認められる。

(h) 269頁の下から1行目ないし3行目及び270頁の1行目ないし4行目の部分

当該部分に記載された内容は、在日朝鮮人に対して支出した生活保護費であるが、これらの情報は、当該項目で直接的な争点とされていない内容であると認められる。

(i) 301頁の下から1行目ないし3行目、4行目12文字目ないし27文字目、302頁の4行目ないし13行目11文字目及び15行目ないし303頁の1行目の部分

当該部分に記載された内容のうち、301頁の項目名後半は、外務省条約局法規課が作成した事実を記したものであり、また、他の部分についても、「在日韓国人」や「住民」に対する一般的な定義に関する記載であり、日本側の見解を記載したものでなく事実を記載したものに過ぎないと認められる。

(j) 320頁の14行目ないし321頁7行目の部分

当該部分に記載された内容は、損害保険会社の朝鮮火災に対する債権、未収再保険料、未収再保険金の額等を旧大蔵省銀行局保険第2課が国内損保14社から提出を求めた内容が記載されているが、これらの情報は、14社中5社が朝鮮火災に対する債権額等であり、当時の事実が記載されているに過ぎないと認められる。

(k) 321頁の下から1行目ないし5行目及び322頁の2行目ないし13行目の部分

当該部分に記載された内容は、昭和26年6月に旧大蔵省銀行局保険第2課が、国内損保14社の渉外資産及び負債額を調査した結果に基づく合計額であるが、当該部分に記載された計数は、322頁の「(3) 問題点」において、最近の調と食い違いがあるとし、これらの計数が日本側の債務超過になること

はありえないとの評価が記載されていることからすると、これらの記述は、当時の事実が記載されているにすぎないと認められる。

- (1) 325頁の表中、3行目、4行目の韓国在住の韓国人及び日本人の所有する株数の部分

当該部分に記載された内容は、特定会社C、特定会社D及び特定会社Eの所有株主の所有状況であるが、これらの情報は、株主及び債権者が閲覧することができる株主名簿に登載された情報であることからすると、韓国人側及び日本人側の所有株式の件数・株数については、それ自体が交渉に関わるものではないと認められる。

したがって、上記の(a)ないし(1)の状況を踏まえると、別紙4の2に掲げるこれらの情報については、これらを利用に供したとしても諮問庁の主張する交渉の相手方がこれを知ることになって我が国が交渉上不利益になるおそれがあるとは認められない。

- b しかし、別紙3のうち、上記aを除いた部分には、日韓国交正常化交渉に対する①韓国の対日請求項目に対応する我が国政府部内の交渉方針や試算の検討過程を示す内容、②我が国政府部内で請求権問題に関する検討・試算を行うに当たって収集した参考資料の内容、③当時の閉鎖機関・在外会社が所有していた資産や債権・債務に関する内容及び④我が国政府部内の検討をまとめた内容が詳細に記載されていることからすると、これらの情報は、日韓請求権問題に関する我が国政府部内の検討状況等の機微な情報であると認められる。

そうすると、北朝鮮との国交正常化交渉においては、日朝平壤宣言において、韓国の場合と同様、請求権を相互に放棄し、経済協力について協議することが今後想定されていることを否定できないのであるから、日韓国交正常化交渉における請求権問題が、我が国と韓国の2国間で完結したものとはいえず、引き続き北朝鮮との間でも交渉が行われていくものであると認められる。また、当時の韓国との交渉においても、我が国政府内で検討していた交渉方針や論点の全てを韓国側に明らかにしたとまでは言えず、我が国にとって不利な論点は韓国側に提示していない可能性及び韓国国内において当時の請求権問題の解決に批判的な見解が依然として存在することも否定出来ないと認められる。

これらのことを踏まえると、当該部分に記載された機微な情報が明らかになると、今後、北朝鮮と協議する際に重要な根拠として使われるおそれ、若しくは韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれを否定することはできない。

したがって、たとえ本件対象文書が作成から50年近く経過しているという事実や日韓交渉の時とは経済情勢等が変化しているという事情等の時の経過を勘案したとしても、当該部分に記載された内容が公にされれば、今なお我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると言わざるを得ず、諮問庁の説明自体を不合理であると否定するに足る理由を見いだすことはできない。

(3) 結論

諮問庁が自ら利用に供するとした部分の他に、諮問庁が、法第16条第1項第1号ハに該当するとして、なお利用を制限するとした別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分については、当該部分を利用に供した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれ、若しくは韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあると本件対象文書を移管した行政機関の長（財務大臣）が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、利用に供すべきである。

しかし、上記以外の部分については、当該部分を利用に供した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれ、若しくは韓国との関係において、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあると本件対象文書を移管した行政機関の長（財務大臣）が認めることにつき相当の理由があると認められるので、利用を制限することが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当委員会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部利用決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の利用請求につき、その一部を法第16条第1項第1号ハに該当するとして利用を制限した原処分について、諮問庁が、同条第1項第1号ハに該当するとしてなお利用を制限すべきとしている別紙3の部分のうち、別紙4に掲げる部分は、同条第1項第1号ハに該当せず、利用に供すべきであるが、その余の部分は、同条第1項第1号ハに該当すると認められるので、利用を制限することが妥当であると判断

した。

(公文書管理委員会特定歴史公文書等不服審査分科会)

分科会長 三宅 弘、委員 加藤 陽子、委員 野口 貴公美

別紙1 処分庁が原処分で利用を制限した情報と制限理由

1 韓国側主張に対する日本政府側の見解（その検討を含む）が記載された情報

① 利用を制限した箇所（対象文書の原本頁）

2、3、51、52、81ないし86、106、130、131、133、164ないし169、185ないし187、193、194、204ないし208、261、262、268ないし270、274ないし275、278、279ないし288、293ないし306、341、342、344ないし349、351、355ないし364、368ないし384頁

② 利用制限理由

日本政府側の見解がその検討事項や考え方を含めて記載されており、これを明らかにした場合、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北朝鮮側に日本政府側の交渉上の戦術等を予見させることにより交渉上の立場を不利にするおそれがある。また、日韓間で立場の異なる請求権に関する問題についての日本政府の見解等が子細に記されており、韓国との関係においても、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあるため。（法第16条第1項第1号ハ該当）

2 上記1の見解の根拠となる調査・試算数字及び積算に係る考え方が記載された情報

① 利用を制限した箇所（対象文書の原本頁）

3ないし5、19ないし30、41ないし47、53、54、61ないし66、68ないし75、78ないし80、88、104、105、108、115ないし119、120、123、124、124ないし127、133、134、137ないし153、157ないし161、172、174ないし179、181ないし183、194、195、233ないし246、256ないし258、263ないし267、276、277、289ないし291、308ないし318、320ないし323、325、333、334、337ないし339、353ないし354、358－1頁

② 利用制限理由

日本政府側の見解の根拠となる調査・試算による数字や積算についての考え方が記載されており、これを明らかにした場合、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北朝鮮側に日本政府側の算定手法等を予見させることにより交渉上の立場を不利にするおそれがある。また、

日韓間で立場の異なる請求権に関する問題についての日本政府の見解の根拠に及ぶことから、韓国との関係においても、我が国の今後の外交上のやりとりを不利にするおそれがあるため。(法第16条第1項第1号ハ該当)

別紙2 諮問庁が新たに利用に供するとした情報

- 1 2頁の表を除く本文の2行目及び3行目
- 2 2頁の最終行ないし3頁5行目
- 3 3頁の8行目の18文字目ないし12行目
- 4 3頁の14行目1文字目ないし6文字目及び4頁下から1行目
- 5 19頁から20頁の大蔵省管理局調査の登録国債額中、閉鎖機関名及び地方団体名
- 6 21頁の朝鮮関係登録国債現在高中、「区分」欄
- 7 24頁の日本地方債に係る表のうち、「所有者」欄
- 8 24頁から26頁の内地社債に係る表のうち、「所有者」の欄及び「計」の欄（計の金額は除く）
- 9 27頁から28頁の外地本邦系社債に係る表のうち、「所有者」の欄及び「計」の欄（計の金額は除く）
- 10 41頁の5行目ないし7行目の不開示部分
- 11 41頁の11行目ないし13行目及び15行目の不開示部分
- 12 42頁の13行目及び14行目の不開示部分
- 13 44頁の3行目の不開示部分
- 14 51頁の最終行ないし52頁の2行目
- 15 52頁の下から3行目の不開示部分
- 16 61頁の下から2行目ないし62頁1行目
- 17 62頁の13行目ないし63頁の9行目、12、13、16及び17行目の不開示部分
- 18 64頁の5行目ないし65頁6行目、9、11及び13行目の不開示部分
- 19 68頁の12行目ないし69頁の3行目、5ないし9行目、11ないし14行目及び16行目ないし最終行
- 20 71頁の4行目ないし72頁の4行目、72頁の6ないし15行目、72頁の17行目ないし73頁の10行目及び73頁の12行目ないし最終行
- 21 78頁の下から5行目の不開示部分
- 22 80頁の下から4行目の不開示部分
- 23 88頁の旧銀行券未決済勘定の受払の推移のうち、「金額」欄
- 24 104頁の7行目の不開示部分
- 25 105頁の12、15、17及び18行目の不開示部分
- 26 106頁の1行目ないし8行目の13文字目
- 27 108頁の2行目及び3行目
- 28 115頁下から2行目と116頁4行目の不開示部分

- 29 115頁の最終行の不開示部分
- 30 117頁の6、14及び15行目、118頁の11行目及び15行目、119頁の6、9ないし10行目及び11行目、120頁の2行目の不開示部分
- 31 123頁の下から1、2及び4行目、124頁の2、3、8、9、10及び11行目、125頁の7、8及び9行目、126頁の下から1、2、3、及び4行目、127頁の1、2、6、7、8及び12行目の不開示部分
- 32 130頁の下から2行目11文字目から4行目
- 33 133頁の9行目ないし11行目
- 34 133頁の13行目の左側の不開示部分
- 35 137頁の未払金金額に係る表のうち、項目名（数値を除く）
- 36 139頁の11行目の不開示部分
- 37 148頁の11行目及び下から2行目の不開示部分
- 38 150頁の7ないし9行目の不開示部分
- 39 151頁から152頁の未払金の調査先毎の件数及び債務額
- 40 157頁から161頁の総司令部覚書に基づき日本側より報告した資料中、未払金の種類・総額等の全て
- 41 164頁の下から4行目ないし165頁の下から5行目
- 42 165頁の下から1行目ないし3行目
- 43 166頁の1行目左側の不開示部分、及び下から1行目ないし7行目
- 44 167頁中段の行の左側の不開示部分、168頁の下から1行目ないし17行目、及び169頁の2行目ないし5行目
- 45 172頁の下から1、2及び5行目の不開示部分
- 46 174頁の7行目の不開示部分
- 47 175頁から176頁の国民動員計画により導入された朝鮮人労務者に係る表及び注の人数
- 48 176頁の各資料総合比較表中、移入朝鮮人労務者の人数
- 49 177頁の4行目の不開示部分
- 50 177頁の「①動員の種類」のうち、表及び注の人数
- 51 178頁の「②移入後の経過」のうち、表及び注の人数
- 52 179頁の昭和20年3月末移入労務者のうち、表中の数値及び「備考」欄の数値
- 53 181頁の3行目ないし10行目
- 54 181頁の11行目ないし12行目
- 55 181頁の表中の復員・死亡及びその総計に係る数値
- 56 182頁の1行目ないし3行目

- 57 182頁の6、9、12、14、15、17及び20行目、183頁の2、5及び6行目の不開示部分
- 58 183頁の「旧陸海軍々人軍属であった朝鮮人の復員・死亡別人員表中」のうち、人数
- 59 185頁の下から6行目ないし10行目
- 60 186頁の下から8行目ないし10行目
- 61 187頁の5行目7文字目ないし15行目
- 62 193頁の下から5ないし8行目の番号に続く部分、193頁の下から3行目ないし194頁の1行目
- 63 194頁の3行目の項目名
- 64 194頁の9行目の項目名
- 65 204頁の下から7行目ないし205頁の1行目
- 66 205頁3行目ないし208頁最終行
- 67 233頁から236頁の朝鮮人関係恩給についての恩給局試算の典拠及び表の全て
- 68 237頁の1行目
- 69 244頁の6行目ないし11行目の不開示部分
- 70 245頁の1行目及び2行目
- 71 245頁の南鮮への引揚数中の人数
- 72 245頁の下から5行目ないし7行目の不開示部分、246頁の2行目の不開示部分
- 73 256頁の3行目の不開示部分
- 74 257頁から258頁の「引揚朝鮮人からの保管物件集計表」の「通貨」に係る数値のうち、日銀券、鮮銀券、儲備券、連銀券、B号軍票、軍票に係る合計額
- 75 261頁の9行目及び10行目の不開示部分
- 76 263頁の下から4行目ないし6行目の不開示部分
- 77 264頁の8行目、14行目ないし16行目の不開示部分
- 78 265頁の1行目の不開示部分
- 79 265頁の10行目の不開示部分
- 80 265頁の最高司令部から寄託を受けた鮮銀券に係る表中、10円券、100円券、合計の金額
- 81 266頁の9行目の不開示部分、下から2行目の不開示部分
- 82 267頁の「参考図」中の数値
- 83 268頁の9行目ないし14行目
- 84 269頁の10、11、15及び16行目の不開示部分

- 85 274頁の13行目ないし19行目
- 86 274頁最終行ないし275頁3行目（一部を除く）
- 87 276頁の5行目の不開示部分（一部を除く）
- 88 282頁の9行目8文字目ないし12行目7文字目
- 89 282頁の13行目及び14行目の不開示部分
- 90 293頁の10行目ないし13行目
- 91 308頁の5行目の不開示部分、7行目及び9行目
- 92 312頁の10行目ないし12行目の不開示部分
- 93 317頁の8行目ないし11行目、下から4行目及び最終行の不開示部分
- 94 333頁の下から4行目ないし8行目の不開示部分、334頁1、2、5
及び6行目の不開示部分
- 95 337頁の6行目ないし18行目の不開示部分
- 96 338頁の下から5行目ないし339頁の6行目
- 97 341頁の7行目及び8行目
- 98 344頁の4行目及び5行目、14行目及び15行目の不開示部分
- 99 344頁の最終行の不開示部分
- 100 346頁の6行目ないし10行目の不開示部分
- 101 346頁の下から2行目ないし6行目の不開示部分
- 102 347頁の下から1行目ないし4行目の不開示部分
- 103 348頁の下から6行目ないし349頁の2行目の不開示部分
- 104 349頁の下から3行目及び4行目の不開示部分
- 105 351頁の下から6行目ないし8行目
- 106 351頁の下から2行目の不開示部分
- 107 355頁の下から3行目ないし356頁の1行目
- 108 356頁の3行目ないし13行目
- 109 356頁の下から4行目ないし357頁の1行目
- 110 357頁の2行目ないし11行目
- 111 357頁の12行目ないし18行目
- 112 357頁の19行目ないし358頁の最終行
- 113 359頁の2行目の不開示部分、359頁の3行目ないし9行目（一部を除く）、360頁の9行目及び361頁の12行目ないし18行目
- 114 363頁の2行目ないし4行目
- 115 368頁の10行目ないし14行目
- 116 368頁の最終行ないし372頁の最終行
- 117 373頁から375頁 例示的処理要領にもとづく日韓両国負担額調中、金額を除く項目の全て

118 377頁の下から4行目、380頁の1行目及び12行目

* 各行数には、原本頁の記載及び罫線は含めない。

別紙3 諮問庁がなお利用制限を維持する情報

※以下の<①~④>は補充理由説明書における該当番号

- 1 3頁の14行目7文字目ないし4頁の下から2行目<①>
- 2 5頁の1行目ないし10行目<①>
- 3 19頁から20頁 大蔵省管理局調査の登録国債額中、在外会社及びその他法人名並びに金額の全て<②>
- 4 21頁の「朝鮮関係登録国債現在高」中、登録件数及び登録国債元金額<②>
- 5 22頁の「朝鮮総督名義の登録国債の内訳」中、金額<②>
- 6 22頁の下から1行目ないし5行目<②>
- 7 24頁の日本地方債に係る表中、名称及び金額<③>
- 8 24頁から26頁 内地社債に係る表中、名称及び金額<③>
- 9 27頁から28頁 外地本邦系社債に係る表中、名称及び金額<③>
- 10 29頁 勸銀調の表中、金額<②>
- 11 29頁 勸業債券に係る表及び注中、数値<②>
- 12 30頁の2行目ないし4行目、8行目ないし11行目、13行目ないし16行目、18行目、19行目及び21行目ないし25行目の不開示部分<②>
- 13 53頁の3行目の不開示部分、及び53頁4行目ないし54頁最終行<①>
- 14 65頁の「a 券種別内訳」より下の不開示部分、66頁の2行目ないし5行目、7行目ないし9行目、10行目ないし13行目及び15行目ないし17行目の不開示部分<②>
- 15 74頁の7行目ないし75頁の最終行<②>
- 16 79頁の3、5、12、15行目ないし最終行目の不開示部分<②>
- 17 80頁の9行目の不開示部分<②>
- 18 81頁の4行目ないし86頁の下から3行目<①>
- 19 130頁の下から2行目12文字目ないし131頁最終行<①>
- 20 133頁の13行目右側の不開示部分、及び133頁の14行目ないし134頁の12行目<①>
- 21 134頁の13行目の右側の不開示部分、及び14行目ないし16行目<①>
- 22 137頁の未払金金額に係る表のうち、数値部分<②>
- 23 140頁の朝鮮人に対する政府関係の供託金額（表中の数値）<②>
- 24 147頁の下から3行目ないし4行目の不開示部分<②>

- 25 149頁の下から4行目ないし150頁の1行目の不開示部分<②>
- 26 152頁の表を除く本文の1、2及び4行目の不開示部分<②>
- 27 152頁の表を除く本文の7行目ないし12行目の不開示部分、及び153頁の1行目の不開示部分<②>
- 28 153頁の5行目ないし8行目の不開示部分<②>
- 29 166頁の1行目右側の不開示部分、166頁の2行目ないし14行目、及び167頁の1行目ないし5行目<①>
- 30 167頁の6行目右側の不開示部分、及び167頁7行目ないし168頁4行目<①>
- 31 174頁の3行目の不開示部分<②>
- 32 194頁の3行目右側の不開示部分、及び4行目ないし8行目<①>
- 33 194頁の10行目、11行目の不開示部分、及び194頁の12行目ないし195頁の6行目<①>
- 34 195頁の7行目ないし最終行<②>
- 35 237頁の2行目ないし241頁の最終行<①>
- 36 242頁の11行目の不開示部分、242頁の12行目ないし最終行、及び243頁1、3行目の不開示部分<①>
- 37 257頁から258頁 「引揚朝鮮人からの保管物件集計表」の「通貨」に係る数値のうち、日銀券、鮮銀券、儲備券、連銀券、B号軍票、軍票に係る合計額を除くすべての数値<②>
- 38 261頁の11行目ないし15行目<①>
- 39 262頁の2行目の不開示部分、及び3行目ないし8行目<①>
- 40 269頁の下から3行目ないし270頁の4行目の不開示部分<②>
- 41 274頁の最終行ないし275頁の3行目の不開示部分の一部、及び275頁の4行目ないし最終行<①>
- 42 276頁の4、5、9、10及び11行目の不開示部分<②>
- 43 277頁の朝鮮生命保険契約関係計数の数値<②>
- 44 278頁の10行目8文字目ないし13行目5文字目<①>
- 45 281頁の16行目9文字目ないし282頁の1行目<①>
- 46 282頁の2行目ないし9行目7文字目、12行目8文字目以降<①>
- 47 282頁の下から2行目ないし3行目の不開示部分<②>
- 48 284頁の表中の件数・金額・責任準備金に係る数値<②>
- 49 284頁の表を除く本文の2行目ないし8行目<①>
- 50 285頁の8行目ないし最終行<①>
- 51 288頁の6行目20文字目ないし9行目<①>
- 52 289頁の朝鮮人契約生命保険関係計数に係る表中の数値の全て<②>

- 53 290頁の韓国契約数に係る表中の数値の全て<②>
- 54 291頁の旧勘定契約で調整勘定分配金の未払い分に係る表中の数値の全て<②>
- 55 293頁の14行目ないし294頁の最終行<①>
- 56 295頁の13行目ないし296頁の5行目<①>
- 57 296頁の6行目ないし301頁の14行目<①>
- 58 301頁の15行目右側の不開示部分、301頁の16行目ないし306頁最終行<①>
- 59 309頁の大蔵省管理局調に係る表中の数値の全て<②>
- 60 310頁の銀行の貸出額に係る表中の数値の全て<②>
- 61 311頁の引揚者団体の資料に係る表中の数値の全て、312頁の2行目ないし6行目の不開示部分<②>
- 62 312頁の銀行局調の数字に係る表中の数値の全て<②>
- 63 316頁の在外預金支払状況に係る表中の件数及び支払金額<②>
- 64 318頁の4行目ないし5行目の不開示部分<②>
- 65 320頁の下から7行目ないし321頁の7行目の不開示部分<②>
- 66 321頁の下から5行目ないし最終行、322頁の2行目ないし4行目、6行目ないし8行目、10行目ないし14行目の不開示部分<②>
- 67 325頁の韓国関係戦前株式の取扱いに関する表のうち、韓国在住の韓国人・日本人の所有に係る株数<②>
- 68 341頁の9行目ないし342頁の最終行<①>
- 69 353頁から354頁 韓国側対日請求額及び大蔵省・外務省試算額の表中、大蔵省案及び外務省案に係る記述の全て<④>
- 70 358-1頁の理財局試算による韓国請求権支払各種試算額に係る表中、項目以外の全て<④>
- 71 359頁の6行目ないし7行目の不開示部分の一部、359頁の10行目ないし360頁の8行目、360頁の10行目ないし361頁11行目、361頁の19行目ないし362頁の最終行<④>
- 72 363頁の5行目ないし364頁最終行<④>
- 73 373頁ないし375頁の「例示的処理要領にもとづく日韓両国負担額調」に係る表中の数値、375頁の表を除く本文1行目ないし3行目の不開示部分<④>
- 74 375頁の表を除く5行目ないし377頁の16行目<④>
- 75 377頁の18行目ないし379頁の最終行、380頁の2行目ないし11行目、380頁の13行目ないし384頁の最終行<④>
- * 各行数には、原本頁の記載及び罫線は含めない。

別紙4 利用に供することが相当と判断する利用制限情報

1 他の資料で既に公にされている利用制限情報

(1) 外務省が他の開示請求で既に開示されている利用制限情報

- ① 3頁の14行目7文字目ないし17行目
- ② 5頁の1行目ないし10行目
- ③ 133頁の13行目7文字目ないし134頁の1行目、9行目ないし11行目及び13行目ないし16行目
- ④ 166頁の1行目ないし3行目
- ⑤ 167頁の6行目ないし8行目、14行目、15行目、18行目及び168頁の3行目、4行目
- ⑥ 194頁の3行目ないし8行目、10行目、11行目、195頁の10行目ないし20行目の表中のi) 縦横の表題部分、ii) 「恩給局長裁定」欄の「人数」欄のうち「文官」の既裁定、未裁定及び計に該当する数、「軍人」及び「計」の既裁定に該当する数、「27年まで」欄の「文官」、「軍人」及び「計」の既裁定に該当する数、iii) 「朝鮮総督・道知事裁定」欄の「人数」欄及び「27年まで」欄のうち既裁定に該当する数、iv) 「地方費支弁」欄の「人数」欄のうち「文官」の既裁定、未裁定及び計に該当する数
- ⑦ 274頁の最終行、275頁の4行目ないし最終行目(ただし、5行目の11文字目ないし24文字目を除く。)
- ⑧ 293頁の14行目1文字目ないし15文字目、16行目14文字目ないし17行目2文字目、18行目11文字目ないし23文字目、20行目の10文字目ないし27文字目及び294頁の1行目
- ⑨ 363頁の5行目、6行目、10行目、11行目、16行目、21行目、22行目の1文字目ないし3文字目及び364頁の1行目、6行目、11行目、13行目、17行目、20行目、21行目、24行目1文字目ないし19文字目、25行目3文字目ないし最終文字目

(2) (1) 以外の資料で既に公にされている利用制限情報

- ① 147頁の下から3行目及び4行目
- ② 149頁の下から1行目ないし4行目及び150頁の1行目
- ③ 153頁の5行目

2 1以外で利用に供するべきと判断する利用制限情報

- ① 53頁の12行目ないし54頁の最終行目、65頁の17行目ないし最終行目の表及び66頁2行目ないし最終行目

- ② 74頁の7行目ないし75頁最終行目
- ③ 79頁の5行目
- ④ 80頁の9行目
- ⑤ 134頁3行目ないし8行目の表の表題部分
- ⑥ 174頁の3行目
- ⑦ 261頁の11行目ないし13行目3文字目及び262頁の2行目ないし8行目
- ⑧ 269頁の下から1行目ないし3行目及び270頁の1行目ないし4行目
- ⑨ 301頁の下から1行目ないし3行目及び4行目12文字目ないし27文字目、302頁の4行目ないし13行目11文字目及び15行目ないし303頁の1行目
- ⑩ 320頁の14行目ないし321頁の7行目
- ⑪ 321頁の下から1行目ないし5行目及び322頁の2行目ないし13行目
- ⑫ 325頁の表中、3行目、4行目の韓国在住の韓国人及び日本人の所有する株数

* 各行数には、原本頁の記載及び罫線は含めない。